

対象経費について



以下の（ア）～（工）までの費用が対象になります。

※複数の経費を併せて申請することができます。

※本補助金は、事業実施後に申請してください。

（ア）住宅取得費用

婚姻を機に新たに住居を取得する費用

※婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅も含む

（イ）住宅のリフォーム費用

住宅の修繕、増築、改築、設備更新など

※婚姻日から起算して1年以内に実施したリフォームも含む

- ・屋根の修繕
- ・平屋を2階建てへの増築
- ・間取りの変更
- ・キッチンなどの設備更新
- など

<対象外>

- ・倉庫や車庫に係る工事費用
- ・門、フェンス、植栽など外構に係る工事費用
- ・Wi-Fiルーターなどの通信機器の設置工事
- ・冷蔵庫などの家電の購入
- など

（ウ）住宅賃借費用

新たに物件を賃借する際に要した費用

- ・賃料
- ・敷金、礼金
- ・共益費
- ・仲介手数料
- など

（工）引越費用

引越業者または運送業者への支払いに係る費用

<対象外>

- ・レンタカー費用
- ・家財の撤去費用
- など